

加西市介護サービス事業者における事故等発生時の報告取扱要領

令和4年7月25日 改正

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

事業者は、次の（１）～（４）の場合（以下「事故」という。）、加西市へ報告を行う。

（１）サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

（注１）「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。

また、在宅介護の通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

（注２）ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、加西市に対しても報告する。

（注３）事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるケガであっても（注２）に該当する場合は報告する）。

（注４）利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる恐れがあるとき）は、加西市へ報告する。

（注５）利用者が事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、加西市へ連絡若しくは報告書を再提出する。

（２）食中毒及び感染症等の発生

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として１類、２類、３類とする。

ただし、通所・短期入所サービス及び施設サービスにおいては、感染性胃腸炎（ノロウイルス）や疥癬の発生など、利用者等に蔓延する恐れのある場合並びに新型インフルエンザ等感染症に係る対応等により健康福祉事務所（保健所）に報告を行った場合又は当該報告を行わない場合であっても事業者の判断で休業を行うなどサービス提供の継続に支障をきたすような場合も、加西市へ報告する。

また、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うほか、保健所等と連携・協力して対応する。

（３）職員（従事者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など）について報告する。

（４）その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

（１）事故後、事業者は事故報告書を作成し、加西市へ電子メール、FAX、来庁若しくは郵送により提出する。

（注１）第一報は、少なくとも様式内の１から６の項目までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に提出する。

ただし、事故の程度や内容等によっては、事故報告書作成前に電話連絡する等、緊急性に応じて対応を判断すること。

(注2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

(2) 各事業者は、保険者、利用者（家族を含む。以下同じ。）及び事業者の事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

4 利用者等への説明

事業者は、事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき、「事故報告書」を作成し、加西市に提出すること。
- (2) 提出後の事故報告書が兵庫県に報告される場合があること。
- (3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容（例：事業者名簿）が公開される場合があること。

5 報告の書式

別添「事故報告書」とする。

6 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、次の両者に報告する。

- (1) 被保険者の属する保険者（市町）
- (2) 事業所・施設が所在する保険者（市町）

7 報告を受けた時の対応

市は報告を受けたとき、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を講じる。

(1) 事故への対応が終了していないか、または明らかに不足している場合は、苦情やトラブルを未然に防ぐ目的等から必要な指導を行う。

(例) 「対応未定」などと報告があった場合は、対応が確定した時点での再報告を求める。

また、「利用者がケガをしたが、家族等へは特に連絡していない」等の報告があった場合は、連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。

(2) 指定事業者による指定基準違反の恐れがあると判断される場合は、必要に応じて実地指導等を行う。